障害者雇用促進法に基づく苦情の自主的解決に係る要領

（目的）

第１　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）第７４条の４の規定に係る埼玉県教育委員会における苦情の自主的解決について必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第２　この要領において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる

(1)苦情　障害者雇用促進法第３５条及び第３６条の３に定める事項に係る苦情をいう。

(2)苦情を申し出ることができる教職員　埼玉県教育委員会が任命（常勤・非常勤を問わない）した者で、かつ、障害者雇用促進法第２条第１項に規定する障害者である者をいう。

(3)所属長　苦情を申し出る教職員が所属する所属所の長をいう。ただし、苦情を申し出る教職員が所属長の場合は、市町村立学校にあってはその所属所を所管する教育委員会の教育長を、教育局及び教育機関（県立学校を含む）にあっては所管する部長をいう。

(4)人事担当課　教育局及び教育機関（県立学校を除く）にあっては教育総務部総務課を、県立学校にあっては県立学校部県立学校人事課を、市町村立学校にあっては市町村支援部小中学校人事課をいう。

（苦情の自主的解決）

第３　所属長は当該所属職員である障害者である教職員から苦情の申し出を受けたときは、所属内で自主的な解決が図られるよう努めなければならない。

２　前項による解決が図られなかった場合又は解決を図るために必要な時は、所属長又は苦情を申し出た教職員は人事担当課（市町村立学校にあってはその所属所を所管する教育委員会）に対し解決に係る援助を求めることができる。

３　市町村教育委員会にあっては、所管する教育事務所又は人事担当課に対し解決に係る援助を求めることができる。

（苦情処理機関）

第４　人事担当課は苦情の解決のために必要な時は、人事担当課職員、苦情の申し出のあった所属の所属長、苦情の申し出のあった所属の教職員代表等の関係者を構成員とした苦情処理機関を組織し解決にあたることができる。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

＜苦情処理の手順＞

①障害のある教職員から苦情の申出

②所属長は所属内で解決を図るよう努める。

③所属内で解決が図られなかった場合など所属長または苦情申出者は人事担当課（市町村立学校にあっては市町村教育委員会）に対し解決に係る援助を求めることができる。

③’市町村教育委員会の援助によっても解決が図られなかった場合、市町村教育委員会は教育事務所（又は小中学校人事課）に対し解決に係る援助を求めることができる。

④援助を求められた人事担当課は苦情の解決のために必要なときは、人事担当課職員、苦情申出のあった所属の所属長及び職員代表等の関係者を構成員とした、自主解決のための苦情処理機関を組織し解決にあたることができる。

**④**

**④**

**③’**

**③**

**③**

市町村

教育委員会

**②**

**②**

**①**

**①**

自主解決のための苦情処理機関

（障害者雇用促進法第７４条に基づく苦情処理機関）

○総務課（人事担当）

○県立学校人事課

　（教員人事担当・事務職員人事担当）

人事担当課

【障害のある教職員】

「不当な差別的取扱い」「合理的配慮」に関する苦情の申し出

所　属

【所属長】

※心のバリアフリー推進員、職業生活相談員等関係職員と連携

教育局及び教育機関（県立学校含む）

市町村立学校

【所属長】

※職業生活相談員等関係職員と連携

【障害のある教職員】

「不当な差別的取扱い」「合理的配慮」に関する苦情の申し出

所　属

○総務・人事・学事担当

○職業生活相談員

教育事務所

○小中学校人事課（人事・学事担当）

人事担当課